

那谷屋正義君 民主党・新緑風会的那谷屋正義でございます。

今、野党案に対して同僚の芝委員の方から御質問をさせていただきました。私の方からは、与党案に対して、そして政府に対して幾つか御質問をさせていただきたいと、このように思っているところであります。

先ほど来からお話がありましたように、この平和祈念事業基金を廃止し、そしてその資本金四百億円を使って今回の慰籍事業という部分については共通の部分があるわけですが、昨年八月四日に与党合意、政府・与党が合意をしたこの内容というのはシベリア抑留の方々には大変不評であるというふうに言わざるを得ないというふうに思います。抑留者の方々には、慰労品支給とは何だ、ばかにするにもほどがあるというような、そういうふうなままで言われている状況であります。

特に、十万円相当の旅行券ということで、先ほどもありましたけれども、旅行券といたしますと、もうこの対象となられる方々が八十歳を過ぎたお年寄りの方々が大変多く、旅行が不可能な方も多くいらっしゃる、あるいはもう既に今病気で寝たきりの方も少なくないというふうに聞いております。平和祈念事業特別基金のホームページを見るとQアンドAがありまして、恩給欠格者への慰労品のうち旅行券等について、別の金券と引き換えるのも、引換えも可能ですと説明がされている、そういう状況であります。こんなような形では、やはり慰籍とはいえ、シベリア抑留者の納得が得られないのではないかというふうに思うところであります。

また、衆議院の参考人質疑、衆議院でこの議案について審議が行われたときの参考人質疑では、与党側の招致があった、まあ与党側の要求からの参考人であります相沢英之さんの発言の中に、野党案に賛成したいけれどもという異例の陳述をした上で、与党案にある十万円ではなく二十万円にしてほしい、旅行券なんといいましても行けない人もいますし、やはりお金で配った方がいいと率直な思いも込められた要望が出されたところであります。

そういう中で、今回の与党案の十万円の旅行券ということについてはやはり不評であるというふうに言わざるを得ないというふうに思いますが、この部分について、与党案の発議者の方から答弁をいただきたいと思っております。

衆議院議員（宮路和明君） まず、私ども、与党案におきまして新たな慰籍事業を行うその内容として慰労の品の支給と、こういうことではありますが、その慰労の品の具体的な中身としては、今御指摘のあった旅行券を中心としつつ、旅行にどうしてもお体の関係で出掛けることができないといった方については、例えば食事券といったようなものもこれは支給することが可能となるように、具体的な事業の中身は、これから基金の業務方法書等におきましてその方々にふさわしいものとなりますよう対応していきたいと、このように与党としては考えておるところであります。

それから、相沢先生も現金のことについてさきの衆議院における委員会においてお触れになったわけではありますが、率直に申して、私どもも当初は交付国債をもって慰籍の品としようということも実は考えておったこともございます。しかしながら、これは衆議院の法制局とも相談したんでありますが、現金及びこれと同等の品ということにするとした場合、これは現存しておられる方、生存しておられる方のみならず、既に恩給欠格者あるいは抑留者が亡くなった方については遺族がいらっしゃるわけでありませぬけれども、その遺族を排除すると、対象として、ということはこれは財産権の問題から憲法上もこれは無理があるのではないかという指摘を法制局からも受けまして、それで、生存者に限ってお使いすることができる、使うことができる品ということになりますと、旅行券とかあるいは今申し上げたような、場合によっちゃ食事券とかそういったものとする、そういう慰労の品とするということがやっぱりこれは法律上も適当であろうというようなことになりまして、こういうような慰労の品ということにさせていただいたわけでありませぬ。

ちなみに、かつてこの平和祈念事業特別基金創設の際に、シベリア抑留者に対しまして慰労金というものを出したことがあります、これは十萬円の交付国債でありました、交付国債。これは本人のみならず遺族に対しても同様に支給をせざるを得なかつた、ということになっておるわけでありませぬ。

那谷屋正義君 どうも合点というか納得ができない部分が非常に多いなというふうに思いますが、このいわゆる十萬円の旅行券ですけれども、要するに旅行社に、旅行券発券の旅行会社に持って行くわけですよ、最終的には。そうすると、どうも今回の措置が、最大のその受益者というものが、苦勞された抑留者というよりも、結果的には旅行券発券の旅行会社にそのことが行き着いてしまうなという懸念も払拭できないわけでありまして、だれのための措置なのかというふうに言わざるを得ない、そんなふうな考えているところでありませぬ。

また、戦後処理問題につきまして、この間、何度か終結宣言をされてきました。特に戦後処理問題懇談会というのが一九八四年十二月二十一日に、これ以上国において措置すべきものはないというふうにしなげら、政府出資の特別基金の創設を提唱する報告をされました。そして、この提唱に沿って、八八年度内に平和祈念事業特別基金設置に伴う与党・政府の第二回の合意が交わされた、そして今回が三回目の与党・政府合意であります。

このように、小出し小出しに、そして何かあるとその対症療法的な形でこう出されてきて、そして、それで何となく戦後はもうこれで終わりだと。先ほど、もうこれ今回が最後だというような話も午前中の中にもありましたけれども、私はこういうような状況ではまだまだ終わるといふふうな形にはならないんではないかというふうな思うわけで、逆に言ったらば、これから先もいわゆる第四回というふうな形のものが出てきやしないかと。本当はそれが望ましいというふうにも思っておりませぬ。

先ほどいろいろお話出ていましたように、もう高齢でありますから、そういう意味で

は、早くこのことについて決着をしていかなければいけないというふうに思うわけであり  
ますけれども、このような形ではまた第四回目の合意というものの可能性が出てくるん  
ではないかというふうに思うんですが、総務大臣、その辺について御意見をいただきたいと  
思います。

国務大臣（菅義偉君） 与党案は、戦後六十余年を経過をし、関係者の方々が御高齢に  
なっていることを踏まえて、改めてこの慰藉の念を示した上で基金を解散するというもの  
であって、いわゆる戦後処理三問題について関係者個人々人を対象とする事業は今回が最後  
とするものと承知をいたしております。総務省といたしましては、このような与党のお考  
え方を受け止めてまいりたいと思っております。

那谷屋正義君 どうも今の答弁のされ方の様子を見ますと、何となくまだまだこれから  
もありそうな、そんな雰囲気もなきにしもあらずのような感じでございますので、やはり  
この問題は、もうちょうど戦後六十年を過ぎて、そして対象となる方々が高齢であるとい  
うこと、そうしたことの中で、これは与野党問わず急がなければならないものであるとい  
うことはきっと承知をされるんだらうと思うんですが、しかし、その終止符の打ち  
方あるいは誠意の見せ方等々について、やはり与党案ではなかなかそのことを、シベリア  
抑留者の方たちにはそのことへの理解が得られないなということをおえてまた指摘せざる  
を得ないなということをお願いしておきたいと思っております。

一九九二年に、ロシア政府は労働証明書の発給を開始しました。これはちょうど基金設  
立後四年でありますけれども、ロシア政府の労働証明書の発給について政府は、労働証明  
書をロシア政府が抑留者個人の要請に基づいて発給したことは承知しているが、発給す  
るか否かは抑留国側の問題であり、それに基づいて抑留者の所属国である我が国が労働賃  
金を支払う国際法上の義務を負うことはないという、こういう答弁をされているわけであ  
ります。

ロシア政府の労働証明書の発給をもって我が国が国際法上の義務を負うことは仮にない  
としても、日ソ共同宣言による相互の請求権放棄によって国家の外交的保護権の発動を不  
可能にしたというのはそもそも日本国政府の判断、責任においてであったわけでありま  
す。東ドイツと統一する前の西ドイツが、帰国した自国捕虜全員に支払った補償金措置の教訓  
にもやはり学ぶべきところが本当はあるのではないかと。この補償金と同じ性格を有する野  
党案にある特別給付金の在り方がいわゆる戦争への反省、贖罪の意味も込められた民主国  
家における世界標準でもあるというふうに思います。

国家補償ではなく、あくまで慰藉であるとの政府の立場を百歩譲って認めたとしても、  
シベリア抑留者にかかわる労働賃金の一定見合いは日本政府が支払う責務を負うべきだ  
というふうに思うわけでありましたが、これが世間に通じる常識ではないかというふうに思  
うんですが、いかがでしょうか。

内閣官房副長官（鈴木政二君） 那谷屋先生にお答えを申し上げます。

実は私自身も、もう三十何年前でしたか、小さな町の市会議員をさせていただいたときに、偶然先輩にシベリア抑留者の議員さんがお見えになりまして、しょっちゅうこのシベリアの抑留のお話を十分承った。本当に極寒の地で全く食料も不足されて過酷な労働をしたという話を本当に痛いほど聞かさせていただいておりました。正に筆舌に尽くし難い御苦労をされたということは、私も心痛む一人でございます。

しかしながら、既に政府としては、民間有識者による公正な検討の場として、御存じのように戦後処理問題懇談会を設置しまして、この懇談会における二年半に及び、あらゆる面から、議論の結果として、もはや国において措置すべきものがないとの報告を受けているところでございます。

しかしながら、同報告においては、同時に関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことが必要であるとの提言もなされておりました。政府としては、この提言を受けて平和祈念事業特別基金を設立し、シベリア抑留者に対して慰藉の念を示す事業を推進してきたところでございます。

那谷屋正義君 今、戦後処理問題懇談会のお話ございましたけれども、そして二年半にわたって協議が行われ、その報告を受けてというふうに使われているわけですが、しかし、この懇談会は国家行政組織法第八条の審議会等とは異なり、担当大臣が有識者の参集を求めて開催した行政運営上の会合にすぎないわけでありまして、その報告書は合議機関としての意思が公の権威を持って表明されたものではないわけでありまして、これまで政府は、懇談会報告書に基づいて決めたという説明を今も繰り返されているわけですが、政策判断の根拠を報告書に求めること自体がちょっとボタンの掛け違えではなかったのかなというふうに思うところでございます。

懇談会や平和祈念事業特別基金が実際に役立つ、つまりはリアルな機能として作用してこなかったことは大変残念であると言わざるを得ません。ソ連、ロシア側から死亡者名簿や情報がもたらされ、一九四五年八月二十三日のスターリンの秘密指令の存在などが分かったのは、ペレストロイカが始まった一九九一年以降のことです。それまでは、シベリア抑留の本当の理由やそのメカニズムもよく分からなかった。にもかかわらず、そのずっと前に出された一九八四年の懇談会報告書や一九八八年制定の平和祈念事業特別基金法にしがみついて、終わりだ終わりだというふうに言うのは全く筋が通らないんじゃないかというふうに思うわけでありまして。また、届いていない一万三千人の死亡者名簿あるいはシベリア等から北朝鮮逆送の情報、こうしたことがまだまだ分からないことだらけであります。

本来ならば、シベリア抑留者対策に関しては、一九九〇年代以降に根本的な見直しを行い、その成果に基づく実効ある措置を講じていくことを最優先の政策選択とする必要があ

ったというふうに思います。要は、特別基金発足の時点からすれば、ペレストロイカ、それが起因となったソ連邦崩壊以降の現在との間で状況が大きく変わっており、この事実を直視してほしいということでもあります。徹底的な真相究明をロシア側に強く要求するべきなのに、冷淡な対応に終始してしまっていることは到底理解できません。

例えば、一体、日本の抑留者の強制労働によってソ連の戦後経済の復興にどれほどの寄与、貢献がなされたのか。試算をする気になればきっと驚くほどの値となって算出されるはずではないかというふうに思うわけでありませぬ。

私も、この夏、モンゴルへODAの関係で行ってまいりましたけれども、そこで、やはり抑留者の方々が労働し、それはもう本当に素晴らしいものを作って今のモンゴルの人たちの生活に役立っているというふうなことを見たときに、しかしながら、まだその言ってみれば対価といいますか、そうした労働の部分について何の措置もされていないというお話を聞いたときに、本当に何をやっているんだろうかという思いを強くしたところでありませぬ。

現在においても、この抑留者や死亡者の数さえ確定できない状況であるという、こういう状況では、やはりやるべきことをしっかりやらないまんま、ひたすら、もうこれで終わり、幕引きを叫ぶ与党・政府の態度は、安倍総理が執着する愛国的行為とはとても言い難いものではないでしょうか。高齢化などソ連に強制抑留された被害者が置かれている状況にかんがみならば、戦後補償対策は最後の決定打、決め打ちこそが望まれているのではないかと。安倍内閣の喫緊、最重要政策となってしかるべきではないでしょうか。

こうした観点からすれば、法令に基づくもの、すなわち内閣総理大臣任命、国会同意人事の委員で構成される、調査機関も附属した、まあ仮称でありますけれども、戦後処理問題審議会のようなものを設置することが求められていると考えます。もちろん、その審議会での調査、審議、報告はできる限り速やかに行われるべきでもあるというふうに思うわけでありませぬが、これに対して明快な御答弁をお願いいたします。

内閣官房副長官（鈴木政二君） 先ほど言いました戦後の処理問題懇談会において、シベリア抑留者、恩給欠格者、引揚者の問題については、もはやこれ以上国において措置すべきものはないとされた上で、求められていることは関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことであるとされ、そのため基金の創設をすることが提唱されたわけでありませぬ、この報告を踏まえて設立された平和祈念事業特別基金を通じて、総務省においていろんな事業が推進されてきたところでありませぬ。

これら問題を始めとしまして個々の戦後処理問題については、従来より関係府省が各々の所掌に従って処理をしてきたところでありませぬ。この関係府省というのは、やっぱり個々の案件に歴史的な経緯もありますので、そういう処理を行ってきたところでありませぬ。今後とも処理問題については、所掌が明らかでない事案が出てきた場合には、私ども内閣官房がこれを明らかにするなど内閣官房の総合調整の下で、関係府省間での連携を密にし

て適切に対応したいと考えております。

那谷屋正義君 いずれにしましても、これも先ほど来から議論になっておりますけれども、先の長い、中期的、長期的なというふうな話にはもう既にならないわけでありまして、やはりそういう意味ではできるだけ早期にこうした戦後の処理をしっかりともう終える、そういうシステムといたしますか、そういう取組が必要ではないかというふうに思いますので、是非その分についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

一九九七年に、シベリア強制労働補償請求事件ということで最高裁の判決が出されました。労働賃金を支払うための立法措置が講じられていないことは違憲とまでは言えないという趣旨の結論でありました。同時に、シベリア抑留者の心情には理由があり、理解できるという被害感情に深く配慮した見解が述べられております。

そもそも、労働賃金の支払に立法措置は不可欠ということではありません。これは、南方地域帰還者に対する支払が関係行政庁の判断に基づく一時的な行政措置として行われたことから明らかであります。政府は、最高裁判所の見解を真摯に受け止め、シベリア抑留者に対しても南方地域帰還者と同様の行政措置をとるべきではないでしょうか。

私には理解し難いところでありますけれども、それについては困難な諸事情が仮にあるにしても、せめて野党案の趣旨に沿った措置、それが法の正義にかなうものではないかというふうに確信するところであります。政治に求められている責務と、行政が果たすべき責任を実践するときに今だという決意を込めて質問をしたいというふうに思ひます。決意のほどをよろしくお願ひします。

内閣官房副長官（鈴木政二君） 今、冒頭の方に御指摘の最高裁判決では、国に補償の義務はないとされていることは私ども承知しております。しかしながら、政府としては、シベリアの強制抑留者がいろんな大変な体験をさせられたことを踏まえまして、戦後処理問題懇談会の報告を受けて、その労苦を後世の国民に語り継ぎ、関係者に対して衷心から慰藉の念を示すことを目的とする平和祈念事業特別基金を設立し、慰藉事業を推進してきたところでございます。その形でまた今後も進みたいと思っております。

那谷屋正義君 慰藉というものの表し方はそれぞれあるのかなというふうにも思ひますが、ありますけれども、しかし、先ほど冒頭申し上げましたように、今回の与党案では到底それは納得ができないという声が非常に多くあるわけでありましたので、是非そのところをもう一度野党案を見ていただきながら、是非うちの案のやっぱり優れている部分というものをきちっと取り入れていただきたい。

また、今回でそれで終わりというふうな形ではなくて、これもやっぱり可及的速やかな対応が必要でありますけれども、何らかの戦後処理を、もう六十年たっているわけです。

先ほどからお話が出ているように、六十年たってもまだ戦後が終わっていないという、そ

ういう発言もありました。それは、やはり日本という国が次へ次へ前に進んでいく上では、そうしたことをいつまでも引きずっていることは決していいことではないというふうに思いますので、やはりそこはきちっと、はっきりと決着を付けていく。そのための努力、そして誠意が政治に今求められていることを申し上げまして、私の質問、少しいつもより早いです、終わらせていただきたいと思います。